

北広島市と株式会社JEPLANとの資源循環推進に関する包括連携協定書

北広島市(以下「甲」という。)と株式会社JEPLAN(以下「乙」という。)は、それぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、資源循環の推進や消費行動変容の機運醸成など、地域環境保全と地域経済・社会活性化を両立することにより、「脱炭素社会」の推進に寄与することを目的として、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(連携事項)

第1条 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携して取り組むものとする。

(1) 資源循環に向けた取組の推進に関すること。

ア ゼロカーボンにおけるビジネス的・技術的視点からの助言

イ ペットボトルをはじめとする地域資源循環システム構築

(2) 消費行動変容の機運醸成の推進に関すること。

ア 市民の環境に配慮した行動変容・意識改革に繋がる機会創出(市民参加型イベントの実施、環境教育に関する連携等)

イ 関連事業者との協働

2 前項各号に定める事項を効果的に促進するため、甲及び乙は、必要に応じて協議を行うものとする。

(協定内容の変更)

第2条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(協定の有効期間)

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月末日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までにいずれかの当事者から本協定を更新しない旨の書面による通知がない限り、本協定は1年間更新され、以後も同様とする。

(協定の解約)

第4条 甲又は乙のいずれかが、本協定の解約を申し出たときは、前条の有効期間中にかかわらず、解約予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定の解約を行うものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定による解約に係るいかなる責任も負わないものとする。

(疑義の決定)

第5条 本協定に定めない事項又は本協定の定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙で協議して定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年5月10日

甲：北海道北広島市中央4丁目2番地1
北広島市
北広島市長 上野正三

乙：神奈川県川崎市川崎区扇町12-2
株式会社JEPLAN
取締役 執行役員会長 岩元美智彦